

歸依の道、凡夫の道

——上宮御製疏において——

安井廣度

1. (安井)

佛教は我國に渡來した初め、物部家等の排斥に會つて、三十年ばかりの間は何となくおちつかぬ所があつた。しかるに、推古天皇の元年に三寶興隆の詔がくだり、聖德太子が鋭意その興隆に努め給ふた結果、佛教はしつかりとした國家的地盤を得、遂に奈良朝の盛觀を見るに至つたのである。

しかば、太子がすゝめまし／＼た所の佛教は如何なるものであつたであらうか。太子は之を十七條憲法の第二條に於て「篤く三寶を敬へ、三寶とは佛法僧也」と宣ひ、直に之をたゞえて「四生の終歸萬國の極宗」とし、「何れの世何れの人か是の法を貴ばざる」と訴へ、つゞ

いて「人ただ惡しきもの鮮し能く教ゆるをもて從ひぬ」と述べ、終りに「夫れ三寶に歸りまづらずは何を以てか枉れるを直うせん」と、三寶歸依に根源する止惡行善の實践をすゝめられてゐる。まことにそれは自信に満ちた權威ある御言葉である。しかば、如何にしてかうした強い御言葉が出たのであらうか。それはもちろん、太子の尋常ならざる深い御造詣に基くものではあるが、條文直下の感激としては、三寶を註して「佛法僧也」と仰せられた、そこに在るやうに思ふ。即ち、佛は覺者なるが故に寶とせられ、法は覺者の魂から溢れ出た教法なるが故に寶とせられたのであつて、斯かる寶——衆聖所重故言寶——なるが故に篤く三寶を敬へとすゝめ、斯を以て四生

の終歸等とたゞえ、又、斯かる寶なるが故に、三寶の三寶たる所以を辨へざる者には、能く教ゆれば之に従はんと宣ひ、この歸依の道に依つてこそ止惡行善の實踐が果され行くと示し給ふたのであつて、私は茲に太子の佛教即ち三寶歸依の道を拜し奉るのである。さらに轉じて之を憲法の第十條に徵すると、そこには凡夫の自覺が洩され、「是非の理詎か能く定むべき」云々と仰せられてゐるので、この自覺につき、私は太子が特に三寶歸依の道をすゝめたまふた深慮に思ひ及ばしめられる。

顧みるに、佛法の大海上歸依の信だけでは度りきれず、そのうへに般若の智を要するものゝ如く、その事は

五十二段にわたる佛教の修行の階位を見てもわかるのである。即ち、初の十信は信の位であり、次の十住以下は信からあらはれる智の位である。之を詳かにすると、信のみで心が理外に遊び深解の潤ひのない十信位のものを外凡とし、すゝんで諸佛所證の法理を觀解し心が理内に遊ぶ十住十向十回位のものを猶内凡とし、更に眞觀が生じて佛の智慧に入る初地以上の者を聖とし、地上に於ても、さうした無漏智の常現するものは八地以上だといは

れてゐる。そして、この教相は大體太子の三經義疏にも、傳統されてゐる。しかるに、太子は十七條憲法に於て佛教を受容したまふ場合、毫もその理その智に及ばず、ひたすらに篤敬三寶の信をすゝめ、歸依による止惡行善をすゝめ給ふたのであつて、これひとつは太子の凡夫の自覺に依るものゝ如くある。

まことに、太子の「歸依の道」はまた「凡夫の道」でもある。以下、私は斯の御思召を三經義疏に就て窺ひたいと思ふ。

二

太子が御註釋のそばされた三經の中、維摩經は抑小揚大を宗とするので、太子は斯經から活潑自在な大乗の菩薩道を學ばれたやうである。即ち、凡夫は生死を愛して涅槃を畏れ、聲聞は生死を厭ふて涅槃を求む、これは二つながら皆な佛の深旨に違ひ、俱に中道を失つてゐる。しかるに、菩薩は心益物に存するが故に生死を厭はず、萬徳の常樂を證せんと欲するが故に涅槃を畏れない、斯の菩薩の中道的な行き方を太子は斯經から學ばれたるが

如く、維摩經義疏にはその解説に努め給ふてゐる。されど、斯經には未だ常住を明さず、一乘及び正因の義を顯はさないから、太子の歸依の道すなばち凡夫の道は此疏では見がたく、従つて、それと菩薩道との關聯も知られない。

しかし注意すると、佛國品の註に佛國淨土の問題を詳しく説明されてゐるのは、之に關聯するものゝ如く、その中に、

「化の語は通じて五乗に在り、……調伏は是れ理中の解なり、理中の解は人天乗の能くする所に非ず」

と仰せられてゐるのは注意を要すべく、この文の意味

は觀解に依つて煩惱を調伏するといふことは、人天乗のもの即ち凡夫の及ぶ所ではないのであつて、我々凡夫は聖なる事實に化せられてゆくべきものだといふのである。事變以來、私は度々新聞紙上に於て前線銃後に於ける種々な美談佳話を見、それに教化せられ感化せられてゆくことの少なからざるを覺える。如何に頑なものであつても、聖なる事實に接しては、さすがに己を省み、之に化せられてゆく。近頃歴史といふことが八益しくいは

れて來たのもそれである。まことに聖なる事實には——たとひそれが神話的なものであつても——誰も感激せしめられるのであつて、茲に太子が三寶の歸依をすゝめられた意圖をよく知らせていたゞく。太子が莊嚴な寺院を建てゝ住持の三寶の興隆を計らせ給ふ御恩召もこゝから窺れる。斯くて、菩薩品の下には、天女が維摩居士に法樂を問ふに因んで、

「夫れ天下の事品は羅しと雖、要是は惡を離れて善を取るに在り、惡を離れて善を修するは必ず三寶を以て本と爲す、所以に、第一には先づ三寶に就て明すことと爲す也」

と、その歸依道を洩されてゐる。それで、この御恩召からすると、太子が維摩經を愛讀あそばされたのは、觀解に依つて居士の不可思議解脱に證入せやうといふのではなく、ひたすら維摩の德に化せられんと志したまふたのであつて、それは歸依の道の内容に外ならないのである。されば、太子は經の三分を説明する下にも、

「衆生根鈍なり、若し卒かに深理を聞かば但受け難きのみに非ず、更に誇心を生じなん、所以に、第一に、

先づ殊常の相を現じて、物をして樂ひを生ぜしむ」

らぬ。

と、愍惱の筆法を用ひ、方便品を註するに當つては、先づ維摩の本迹を考へ、

「今此品は、但だ是れ出經の阿難、後に集まる日、深く佛意を取り、末代の衆生をして其の高徳を聞き其の説を敬重せしめんと欲するが故に、此の一品を以て全に淨名の無方化物の徳を歎す、所以に知りぬ、常を明すといふとも亦慊ふべしなし」

と宣ひ、終に「佛と淨名とは既に法の主たり、且た是れ一極の人なり」と讀えたまふたのである。この場合、歸依僧は歸依佛である。

三

次の勝鬘經義疏には、太子の歸依道、すなはち凡夫道が判然あらはれてゐる。

もと、勝鬘經には卑近な教から幽遠な教までが皆な述べられてゐる。しかし、斯經は非近是遠を宗とするから斯經を學ばん者は、小乘(近)をすてゝ大乘(遠)に就き、大乘(近)をすてゝ一乘(遠)の教に就かねばな

さて、太子は斯經の正宗分を三段に分けて、初の一段（初五章）を乗の體を明すものとし、第二段（中八章）を乘の境、第三段（後一章）を行乗人を明すものとせられてゐる。その中、先づ乗の體すなはち萬善を説明するに、

「勝鬘は前より來た未だ常住を聞かず、但し今父母の書を遣はすに因りて乃ち聞くを得たり、所以に今日の常住眞實を歎じて願ふて歸依を爲す、昔日の無常に歸依するに異れり。且つ善を行ふの義は本歸依に在り、今廣く萬行の道を明さんと欲す、故に歸依を以て首と爲す也、所以に、優婆塞戒經に云く、若し三寶に依らずして受戒すれば、戒は堅強ならず、綠色の膠なきが如し」

と注意して、第一の歎如來眞實章に一體三寶（常住法身）の歸依を告白する所以を述べ、第二の十大受章には、「歸依昔に異れば戒も亦昔を改むべし」といひ、第三の三大願章には、「歸依と受戒と既に昔に異なるが故に亦更に勝願を發して遠く常住の法身を期す」と宣ひ、第

四の攝受正法章には廣く萬善出生の義を述べ、第五の一乘章には一乗の義が述べられてゐる。之に依ると、十七

條憲法に篤く三寶を敬へと仰せられたのは、廣く三寶の歸依をすゝめつゝ、しかも、意は、昔の卑近なる三寶よりも今の幽遠なる三寶即ち一體の三寶（常住の法身）に歸依することを所詮とせられたのであつて、常住の法身に歸依することに依つてのみ、能く眞實の止惡行善が果されるといふ意味に拜せられるのである。即ち、聖化の道にも種々あつて、結局、聖の聖なる常住の法身に歸依し、これに化せられてゆかうといふ御思召といたゞかれ

る。

しかるに、勝鬘經の初五章にあらはれてゐる行善を見ると、それは、何れも常住の歸依を根源とするものゝ、後二章に説く所の他分の行（八地以上の行）はもちろん、前三章に説く所の自分の行（七地の行）も、皆な觀解の伴ふ高尚な善であつて、我々凡夫の容易に學ぶべからざるものがある。しかし、太子はこゝでも凡夫の自覺にかえり、一乘章に入るや、一乗の體を定めるのに、先づ報善をして、習善を取り、習善の中、解をして、善を

取り、善の中、向有の善をすてゝ背有の善を取られてゐるので、これ大に注意すべき所である。

「若し乘の體を論せば、善に二種あり、一には報善、二には習善、報善は重を脱して輕からしむるの能ありと雖、但し金剛已還に匿れて佛果に致らず、故に只緣由にして正體たらざるが故に、今は但だ習善を以て體と爲す。又、解と善とにおいていはゞ、解は是れ乘の本を以て乘と爲さず、何となれば、則ち道に通と不通と有り、若し解を以て乗と爲さば、則ち乘の名廣からず、善は乃至一稱爾無も是れ善に非ずといふことなし、故に乘の名即ち廣し、所以に、只末に就て乘の體と爲す。又、凡夫の三有に向する善は乘の體と爲さず、何となれば、即ち又乗は是れ生死を出でんとして常住の果を作すを期す、凡夫の三有に向する善は、但だ三界の内を期して常住を指さず、故に亦乘の體と爲さず。」

この文の意味は、先づ報善とは善き果報のことであつて、善い果報を持つ者は、悪い果報を持つものと違ひ、

罪を作るやうな場合に、重い罪を脱して軽からしめることが出来る、但し、佛果は善果以上の絶待果報であるから、善の果報は金剛心の位まで、佛果には致らず、それはたゞ善を行する縁由たるに止り、善そのものとはいはれないから、先づ報善をして、意志的な常並の善即ち習善を一乗の體とするといふのである。次に、解とは觀解の智慧で、上に説かれた所の觀解の善に於ていへば、善は解からあらはれるから、解は乘の本で、善は乘の末である。しかるに、若し解を以て乘の體とすると、觀解の道には通する者と通ぜないものとがあるから、觀解に

通ぜざるたゞの善、即ち、歸依の善を行する者は一乗の境外に出されてしまふ。そこで、解の善をして、たゞの善即ち歸依の善を一乗の體とせられたのであつて、茲に凡夫を、國民大衆をリードしたまふ太子の懇情が拜されるのである。五乗の機といつても、聲聞緣覺菩薩といつた人は滅多にあるものではなく、國民大衆は人天の機であり、「俱に是れ凡夫のみ。」私は太子が多くの場合三乗に人天の二乗を加へ、五乗の機に對して一乗の法を説き給へる御思召をありがたくいたゞく。但し、太子だと

て如何なる善をも一乗の體とはせられなかつたのであって、常住の法身に歸依せざる、常住の一果を願はざる向有の善は之を除き、背有者の善に於て之を説かれたのは、如何にも意味深く覺える。

猶、後に乘の境を説き給ふに、近を非して遠を是とし、結局、常住の法身（遠）を乗の境とせられたのは、之に併せて味はるべく、私は勝鬘經義疏に於て、太子の歸依道、凡夫道を明かにするのである。

四

次に、之を法華經義疏に徴すると、太子は法華經の前半を以て萬善同歸の理をあらはし、後半を以て佛壽無極の義をあらはすものと観はれてゐる。萬善同歸といふは、五乘の善即ち何れの善も皆な同じく涅槃に歸入する一乘一種の善だといふことなので、四一の法門でいへば因一に相當し、佛壽無極は勝鬘經の常住法身であつて、萬善同歸の妙因に乘じて得る所の莫二の大果すなはち果一に相當するのである。しかるに、爾前に於て五乗の善はそれ／＼別にして因に上下がある如く果にも上下があ

るとしたのに、今それを方便の教とし、五乗を一乗に會して萬善即一善とし、之を同歸の妙因としたのは、如何なる御思召に依るのであらうか。法華經に於ても疏に於ても此點が今ひとつ明白せないのである。尤も方便品等に依ると、五乘の善は佛知見を體得することに依つて何れもそれながらに一乘の善（眞實成佛の行）となるもの如く、即ち、その形相は種々に變つてゐても、その本質は唯一の佛智それ自體なるが故に因一といはるゝやうである。成程、如何なる數でも之に無限を乘ずれば無限數となるが如く佛智見を體得し、諸法實相の眼を開いたものゝ諸善は、諸善それながらに一乘の善たるべく、萬善は青色青光黃色黃光赤色赤光白色白光微妙香潔なる一善であらう。しかし、佛知見を體得し、さうした深い智慧の眼を開くことそれが我々凡夫には問題ではないか。

しかるに、太子はこゝにも凡夫の自覺を洩らし、法華經の對機を外凡實行の類とせられたのであつて、これ經の本意を開くべき鍵である。即ち、三周說法の對機を考へて、かう仰せられてゐる。

「今所謂上根とは舍利弗等の如く、中根とは須菩提等

の如く、下根とは富樓那等の如し、而るに、實に就て論ずることを爲さば、今此の三人は、本は是れ不可思議にして、或は是れ如來の分身なるや、或は是れ法雲の菩薩なるやを知らず、然れば則ち皆已に同じく妙有常住の義に達す、豈其れ未だ一因一果の理を悟らざらんや、但だ此の三品の衆生を化せんと欲するが故に、示同して、新に方に證果を得んとするの類なりと述し、乃ち上中下の異を現ぜる也、然れば則ち實にして談ずることを作さば、今大機を發して此の法華を聞く者は、正しく三品の外凡實行の類に在る也。」

法華經の所被の機すでに斯くの如しとすれば、能被の法華經の所被の機すでに斯くの如しとすれば、能被の法また外凡實行の類に相應しいものたるに相違なく、私はこゝに於てもう一度勝鬘經義疏の一乘説を顧みなくてはならぬ。先に述べたるが如く、彼疏に於ては、常住の法身を果一とすると共に之を境一とし、常住に歸依するものゝ善は、乃至一稱南無も善にあらざるはなしとせられたのである。即ち、利根の機に於ては、歸依と共に深き觀解の伴ふものもあるが、觀解の智慧を主とせざるがゆへに、一乘の體に就ては、觀解の善をして、たゞの

善すなはち歸依の善をその體とせられたのである。そこで、斯意を以てすると、法華經に於て菩薩六度の行はもちろん、小乗の機に對して「汝等所行菩薩道」と開會せし、人天乘の機に對して「資生業等皆順正法」と開會せられたのは、畢竟常住の法身に歸依することに於て、即ち、五乘の機が有智と無智を問はず、（有善と無善を論せず）、各自に愚痴にかへり、おのれの計ひをして、それながらに常住の法身に歸依する、そこに無限なる意味が生じて、歸依を體とする諸善はそのままに一乘の善となるといふのであらう。即ち、法華經後半の佛壽無極は果一なると共に境一にして、佛壽の無極それは智慧よりも慈悲を主とする）に歸命することに於て人天凡夫は救はれ、おのがじゝ一乘の善を行ずるに至るのであつて、斯く注意することに於て、疏に因果の二二を理一とし、「我れ久しきより來た只爲に一理を説かんと欲す、但し衆生大機なきが故に説かざる也、相傳に云く、此は則ち密に壽量の義を顯はず」宣ひ、又、長者窮子の喩等に於て、佛凡の關係を父子相關の義を以て説く經意も疏釋も深く味はるゝ。方便品の佛知見も此意味に窺ふべき

である。此點、天台が法華經前半の述門に依つて理に偏せるに對し、日蓮が後半の本門に依つて事を重んじ、壽量の開顯に努めたのは多とすべく、親鸞が大無量壽經に依つて歸依の道すなはち凡夫の道を詳しく述べ、涅槃經を顧み、法華經と勝鬘經に依つて本願圓頓一乘を強調せられたのは、日蓮に先んじて能く法華の意を成し、太子の一大乘教を圓成したまへるものと窺れるのである。太子が方便品の「世間相常住」を解して、後の天台のやうに理に就かず、「世相取相の諸善も一乘の法位に住す」と仰せられたのは、此の歸依道に於て初めて明白するのである。

要之、凡夫の自覺にたつ太子の歸依道は、十七條憲法にあらはれてゐるのであるが、それは三經義疏に一貫する所のものであつて、私は茲に太子の佛教、その根本信念を拜し奉るのである。そして、太子の常住法身、佛壽無極は凡夫の自覺を契機とするにより、結局、親鸞の阿彌陀如來であることを知らせていたゞく。

しかば、太子の歸依道、凡夫道に於て、觀解の智慧（調伏之に伴ふ）は永く之と無關係なものであるかといふに、未だ必ずしも然らざるが如く、之に就て注意せしめられるのは、維摩經義疏初の「如是」の釋であつて、太子は龍樹の釋論により「佛法は海の如し智を能度し信を能入と爲す」と宣ひ、一家の所習に據つて如是を信とし、少しく之に潤飾を加へて、

「如是とは信順の辭也、信すれば言ふ所の理順ぜり、順すれば則ち師資の道成す」

と仰せられてゐる。信はもと信順の義であるが、特に之を信順の辭と釋せられたのは、常住に歸依する者は飽くまで常住に隨順せんと志すがためであつて、勝鬘經の最後身子章の註には、行乘の人を擧げて、信忍、順忍、無生忍といふ三忍の菩薩をかぞへてゐる。即ち、常住の法身に歸依する者は信忍の菩薩といはれ、信力増上して順忍の菩薩となり、無生の理に達して無生忍の菩薩となるといふのである。更に之を詳しくすると、定位以上即ち十信の七心以上は一乘の義を信じて不退の位（位不退）に在るから信忍の菩薩といはれ、また調伏を須ひ、登住^④

の信即ち初住以上の信は信中の上なるものである。斯くて、信力増上し、明信に依り法智に隨順して順忍の菩薩となり、遂に無生の理を極めて無生忍の菩薩となる。順忍の菩薩は初地以上にして佛の智慧に入るといはれ、無生忍の菩薩は八地以上で佛に准ぜられてゐる。共に真觀の故に調伏を須ひないのである。^⑤されば、歸依の信は決して觀解の智慧とは無關係なものではなく、信は慧を展開し彌、自らを明らかにするのであつて、太子はかう仰せられてゐる。

「實に就て論を爲せば、定位以上は已に一乘の義を信ず、況んや七地をや、然れども、教に就て談を爲さば、初地以上七地已還は結を斷じ境を觀ずること二乗と齊し、故に一乘の義に於て猶明了ならず、若し明達を論ぜば唯八地以上に在り。」

されど、こゝで注意しておきたいのは、太子は斯くの如く傳統の教相を依用されたのであるが、上來述べて來たところの、凡夫の自覺にたつ歸依道からすると、太子は必ずしもそれらの智慧を主とせず、いつも歸依の信にかへつて心廣く體胖かに（安忍）、しかも、ひたすら常

住の法身に化せられてゆかうと志されたのであつて、茲に太子の實際生活があつたやうに思ふ。太子は隨法行の人ではなくて隨信行の人であつたのである。

六

因みに、この智慧（眞觀・眞解）といふ語は、傳統的に、非常に高い境地に在る人に使用されるのであって、この意味からすると、右に述べたやうに太子は智慧の道をすゝめた人ではなくして、凡夫のために歸依の道をすゝめたまた方である。しかし、この歸依の心は決して淺薄なものと解すべきではなく、それは第二の自己とも說かれてゐるので、常住に歸依する者は、常住を第一の自己とするから、件の修行階位説に於ても、十信の

位と稱するものゝ、それには、信心念心精進心定心慧心

戒心廻向心護法心捨心願心の十心が數へられてゐる。又、住行向地の四十位も、此等の十心を種々の方面に寄せて說けるものゝ如く、畢竟、それらは十心の展開と見られるのであつて、釋家の中には四滿成佛の説があり、信滿成佛を已證して歸依の信に安心立命した人もある。

それで、斯の立場からすると、歸依の信は信忍にして慧に屬し、親鸞の所謂「信心の智慧」に恰當するものゝやうである。しかし、斯の問題を解決するには、更に常住法身の意味を委しくし、智慧の意味を鮮明にすべき必要があるから、それは他日の發表にゆづる。又、太子の佛教としては、一往、信と智を差別して、歸依の純情に思ひを致し、常住の法身に慰められ勵まされ化せられて止惡行善にいそしむべきであらう。そして、その止惡行善が皇國的意味のものなることは常に忘れてならない。

以上、十七條憲法にあらはるゝ太子の歸依道、凡夫道を三經義疏のうちにたづね、いさゝかその輪廓を明かにした。そして、親鸞の教學が全く斯道を詳かにしたものであることを重ねて注意しておく。

〔註〕

本誌第二十二卷第三號に發表した「聖德太子十七條憲法第二條の研究」は、太子の佛教の總論的なものであり、之はその一部を詳しくしたものである。從つて、彼此重複する所のあることを断つておく。又、彼を参考してほしい。

(1) 維摩經義疏（法隆寺本）上八右

(2) 同下末一九右

③勝鬘經義疏(同本)初右

④維摩經義疏上廿七左、下本一四右、一六右

⑤勝鬘經義疏六九右

⑥同上

⑦維摩經義疏上三四右。或は初地とし(同上三三左)、或
は七地とす(同下末一二右)

⑧同下本一六右

⑨勝鬘經義疏三〇左

—昭和十八年一月廿日稿了—